産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成の手引

《目次》

1	制度の概要	1
2	対象者	1
3	報告対象	1
4	提出期間	2
⑤	提出方法及び提出先	2
6	報告書様式	3
7	記載例	4
	<具体例 1 (中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト)>	5
	<具体例2(積替保管場を経由した場合のマニフェスト)>	6
	<具体例3(建設廃棄物のマニフェスト)>	7
8	参考	8
	<日本標準産業分類 >	8
	<産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数>	10
	<表にない廃棄物の分類の具体例>	11
	<重量(t)への換算例>	11
9	問い合わせ先	12

千葉県環境生活部廃棄物指導課

1 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき産業廃棄物管理票の交付者(以下「事業者」という。)は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書(様式第3号)」(以下「報告書」という。)を作成し、千葉県知事へ提出することが必要です。

なお、電子マニフェストを利用する事業者にあっては、情報処理センターが 集計して千葉県知事に報告を行うため、報告書を提出する必要はありません。

2 対象者

千葉県内に事業場が所在し、マニフェストを交付した事業者(中間処理業者を含む。)

※<u>千葉市内、船橋市内又は柏市内に産業廃棄物を排出する事業場が所在する場合は、</u>県ではなくそれぞれ千葉市、船橋市又は柏市に報告書を提出することになりますので、ご注意ください。

千葉市産業廃棄物指導課 TEL: 043-245-5682

船橋市廃棄物指導課 TEL: 047-436-3810

柏市産業廃棄物対策課 TEL: 04-7167-1696

3 報告対象

- 前年度に交付したマニフェストの交付等の状況
- ・ 千葉県内に事業場が複数存在する場合には、それぞれに対して報告が必要 (ただし、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場にあっては、とりまと めて報告してください。)

4 提出期間

4月1日から6月30日まで

5 提出方法及び提出先

(1) 「ちば電子申請サービス」による提出

千葉県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続を行ってください。報告者は「ちば電子申請サービス」画面の案内に従い、必要事項を入力し、あらかじめ作成した報告書(エクセル(xls)ファイル又はPDFファイル)を添付し、電子届出として送信します。

(2) 郵送又は持参による提出

正本1部のみを提出してください。

(提出先)

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

<留意事項>

- 1. 代表者印等は不要です。
- 2. 交付したマニフェストやその写しなど添付書類は必要ありません。
- 3. 控えの受付・返送は行いませんので、返信用封筒は入れないようお願い します。控えが必要な方は事前に、写しをとってから提出してください。
- 4. 提出記録を残したい場合は、簡易書留、宅配便など記録が残る方法で提出してください。到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

6 報告書様式

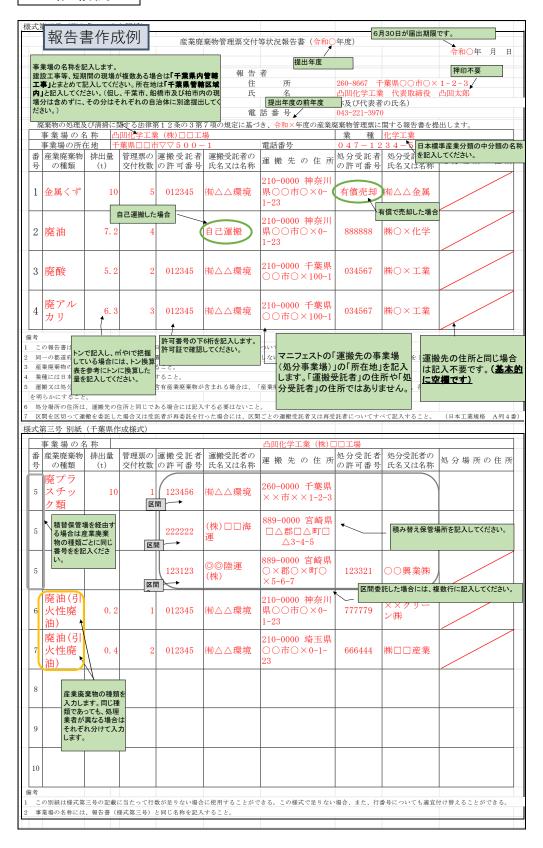
(https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html)

式第三号(第八多	条の二十十	上関係)								Ξ
			産業廃	棄物管理票交付	等状況報告書(令和	和〇年度)				
T # 12 (+-		n.						年	月日	日
千葉県知事	展									
				報告	,					
				住	所					
				氏	名 (法人にあって/	ナタ 新 ひょど 仕 主	老の丘々)			
				雷	話番号	よ石が及り代表	有の以右)			
皮育物の加押及	パき場に即	日ナス辻律領	ぎょり冬の3等	_	記 B 7 ジき、令和×年度の産	* *	に関する却生また#	出します		
事業場の名		4) NAPP	712 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 泉の死足に巫ュ	70、11和八十尺07月	業種	に対する林口音では	ещ Са у о		-
事業場の所在					電話番号	/K 135				-
番 産業廃棄物 の種類	排出量		運搬受託者の許可番号		運搬先の住	所 処分受託者 の許可番号	者 処分受託者の 号 氏名又は名称	処分場所	すの 住房	手
1										
2										
3										
1										
考										
この報告書は、前年	- 4月1日カ	ら3月31	日までに交付した	産業廃棄物管理票に	こついて6月30日まで	に提出すること。				
同一の都道府県(西	(令市) の区	医域内に、設	置が短期間であり	、又は住所地が一定	Eしない事業場が2以上	ある場合には、これ	ιらの事業場を1事業	場としてまとめ	た上で提出	Ц
産業廃棄物の種類及										
業種には日本標準度									*	
		逐乗物に石綿	含有産業廃棄物が	含まれる場合は、	「産業廃棄物の種類」の	欄にその旨を記載っ	けるとともに、各事項	について石綿含	有産業廃棄	Æ
明らかにすること。										
				する必要はないこと	:。 閉ごとの運搬受託者又は			(日本工業規		

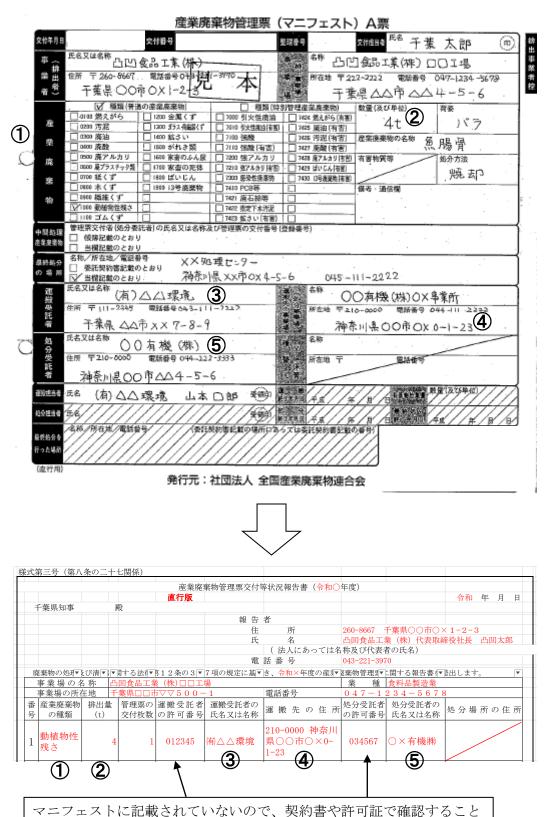
	事業場の名 産業廃棄物		答理画の	運搬受託者	運搬受託者の	L					机4	- 平 -	千老	机分受制	4者の				_
导	産業廃棄物 の種類	(t)	交付枚数	の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	連	搬	先(り任	三所	の言	午可看	番号	処分受診 氏名又(は名称	処分	場別	の住	肵
5																			
Ŭ																			
6																			
Ü																			
7																			
8																			
U																			
9																			
J																			
10																			
LU																			
11																			
11																			
12																			
5					用することができる。	_													_

注) 別紙は1枚目(様式第3号)に収まらない場合に使用してください。

7 記載例



<具体例1(中間·最終処分場に直行する場合のマニフェスト)>



<具体例2 (積替保管場を経由した場合のマニフェスト) >





試賞	試第三号(第八条の二十七関係)										
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書(<mark>令和</mark> ○年度) 積入替え保管記載例 令和 年 月 月								1		
∃	- 葉県知事	Į.	殿								
					報 告	者					
					住	所	260-8667 ∃	· 葉県○×市○×	1-2-3		
					氏	名)代表取締役社長	ē 千葉一郎		
					and a		は名称及び代表者				
					_	話番号	043-221-397				
					7項の規定に基▼	き、 <mark>令和×</mark> 年度の産			出します。	•	7
_	事業場の名		四火力発電			and the second second	業種	電気業			4
	事業場の所で			7 4-5-6	Vers 160 ers 3.4 ebs -	電話番号		234-5678	1		4
番号	産業廃棄物 の種類	排出量 (t)		運搬受託者の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住	所処分受託者の許可番号		処分場所	の住所	ŕ
7	▼ 21 里 共具	(1)	人口仅数	2011 引曲 2	KAKIMA		少川可田夕	ハイスは石が			┨
					1	260-0000	厚				
1	燃え殻	10	1	123456	(有)△△環境	×× ×× 	$ \mathcal{L}_3^{\circ} $				
						.,.					
					_	889-0000 宮崎	: 但.				
1				222222	(株) 口(3)	□△郡□44	K i`l				
1				22222	運	△3-4-5	۳				
			-						-		Ⅎ
					00陸(書)	889-0000 宮崎	< ' '			/	1
1				123123	(株) (大)	〇×郡〇×	123321	○○興業㈱			
					(IVIV)	×5-6-7	'				

<具体例3 (建設廃棄物のマニフェスト) >



複数の工事現場の交付状況を合算して記入すること。

8 参考

<日本標準産業分類>

日本標準産業大・中分類一覧(第13 回改定)

- A農業, 林業
 - 01 農業
 - 02 林業
- B漁業
 - 03 漁業 (水産養殖業を除く)
 - 04 水産養殖業
- C鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- D建設業
 - 06 総合工事業
 - 07 職別工事業(設備工事業を除く)
 - 08 設備工事業
- E製造業
 - 09 食料品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 11 繊維工業
 - 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
 - 13 家具·装備品製造業
 - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 15 印刷・同関連業
 - 16 化学工業
 - 17 石油製品・石炭製品製造業
 - 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
 - 19 ゴム製品製造業
 - 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 21 窯業·土石製品製造業
 - 22 鉄鋼業
 - 23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業
 - 25 はん用機械器具製造業
 - 26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- F電気・ガス・熱供給・水道業
 - 33 電気業
 - 34 ガス業
 - 35 熱供給業
 - 36 水道業
- G情報通信業
 - 37 通信業
 - 38 放送業
 - 39 情報サービス業
 - 40 インターネット附随サービス業
 - 41 映像・音声・文字情報制作業
- H運輸業, 郵便業
 - 42 鉄道業
 - 43 道路旅客運送業
 - 44 道路貨物運送業
 - 45 水運業
 - 46 航空運輸業
 - 47 倉庫業
 - 48 運輸に附帯するサービス業
 - 49 郵便業 (信書便事業を含む)
- I卸売業・小売業
 - 50 各種商品卸売業
 - 51 繊維·衣服等卸売業
 - 52 飲食料品卸売業
 - 53 建築材料, 鉱物·金属材料等卸売業
 - 54 機械器具卸売業
 - 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業

- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 61 無店舗小売業
- J 金融業, 保険業
 - 62 銀行業
 - 63 協同組織金融業
 - 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
 - 65 金融商品取引業, 商品先物取引業
 - 66 補助的金融業等
 - 67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
- K不動産業. 物品賃貸業
 - 68 不動産取引業
 - 69 不動産賃貸業·管理業
 - 70 物品賃貸業
- L学術研究、専門・技術サービス業
 - 71 学術・開発研究機関
 - 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)
 - 73 広告業
 - 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
- M宿泊業、飲食サービス業
 - 75 宿泊業
 - 76 飲食店
 - 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- N生活関連サービス業、娯楽業
 - 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 79 その他の生活関連サービス業
- 80 娯楽業
- O教育、学習支援業
 - 81 学校教育
- 82 その他の教育, 学習支援業
- P医療, 福祉
 - 83 医療業
- 84 保健衛生
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業
- Q複号サービス事業

- 86 郵便局
- 87 協同組合(他に分類されないもの)
- Rサービス業(他に分類されないもの)
 - 88 廃棄物処理業
 - 89 自動車整備業
 - 90 機械等修理業 (別掲を除く)
 - 91 職業紹介·労働者派遣業
 - 92 その他の事業サービス業
 - 93 政治・経済・文化団体
 - 94 宗教
 - 95 その他のサービス業
- 96 外国公務
- S公務 (他に分類されるものを除く)
 - 97 国家公務
 - 98 地方公務
- T分類不能の産業
 - 99 分類不能の産業

<産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数>

産業廃棄物等の種類と体積(立方メートル)から重量(トン)への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類	換算係数(t/㎡)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/㎡)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.10	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.90	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	シュレッダーダスト	0.26
廃アルカリ	1.13	その他混合廃棄物	(注 2)
廃プラスチック類	0.35	廃電気機械器具	1.00
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	0.35	廃自動車	1.00
紙くず	0.30	廃電池類	1.00
木くず	0.55	複合材 (注 3)	1.00
繊維くず	0.12	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数(t/m³)
動植物性残渣	1.00	廃油 (引火性廃油)	0.90
動物系固形不要物	1.00	廃油 (特定有害産業廃棄物)	0.90
ゴムくず	0.52	汚泥 (特別管理産業廃棄物)	1.10
金属くず	1.13	廃酸 (強廃酸)	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	廃酸 (特定有害産業廃棄物)	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く	1.00	廃アルカリ (廃強アルカリ)	1.13
ず (石綿含有産業廃棄物)		廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	1.13
鉱さい	1.93	感染性廃棄物	0.30
がれき類	1.48	廃 PCB 等	1.00
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	1.48	PCB 汚染物	1.00
コンクリートがら	1.48	PCB 処理物	1.00
アスファルト・コンクリートがら	1.48	鉱さい (特定有害産業廃棄物)	1.93
動物のふん尿	1.00	廃石綿等	0.30
動物の死体	1.00	ばいじん(特定有害産業廃棄物)	1.26
ばいじん	1.26	燃え殻 (特定有害産業廃棄物)	1.14
13 号廃棄物	1.00	指定有害廃棄物	(注 2)
輸入された廃棄物	(注2)	その他特別管理産業廃棄物	(注 2)

- 注1) 種類及び係数については、環境省通知 (H18.12.27 環廃産発第 061227006 号) 及び (財) 日本 産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。
- 注 2) 参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。
- 注3) 複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。
- 注 4) この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。
- 注 5) 「2t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

<表にない主な産業廃棄物の分類>

- · 混合廃棄物
- ▶ 建設系であれば、建設混合廃棄物
- ▶ 安定型5品目(廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず)のみであれば、安定型混合廃棄物
- ▶ それ以外のものが含まれる場合、管理型混合廃棄物
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
 - ▶ 産業廃棄物の種類の隣にかっこ書きで水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等と記載すること。
 例:廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)
- ・ 廃石膏ボード
- ▶ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ▶ 紙等の付着がある場合、管理型混合廃棄物
- 蛍光灯
- 廃電気機械器具
- 水銀使用製品の場合、廃電気機械器具(水銀使用製品産業廃棄物)

<重量(t)への換算例>

- ・ 廃油 10 ℓ \rightarrow 0.009t [10 (ℓ) \times 0.001 (m^3/ℓ) \times 0.9 (t/m^3) = 0.009 t]
- ・ 感染性廃棄物 5 kg → 0.005 t
 「 5 (kg) × 0.001 (t/kg) = 0.005 (t)]

9 問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班または所轄の地域振興事務所にお問い合わせください。

◆◇◆関係問い合わせ先一覧◆◇◆

(1) 県庁(千葉市、船橋市、柏を除く県下全域)

名称	電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班	043-223-2757	https://www.pref.chiba.lg.jp /haishi/

(2) 地域振興事務所

(4) 地域似乎事物//			
名 称	所 在 地	電 話	管轄する市町村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町1-3-17ェイス7階	047-424-8093	市川市、習志野市、八 千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所	〒271−8560	-047-361-2119	松戸市、野田市、流山 市、我孫子市、鎌ヶ谷
地域環境保全課	松戸市小根本7		市
印旛地域振興事務所	〒285-8503		佐倉市、成田市、四街 道市、八街市、印西市、
地域環境保全課	佐倉市鏑木仲田町8-1	043-483-1138	白井市、富里市、栄町、 酒々井町
香取地域振興事務所	〒287-8502	0470 54 7505	香取市、神崎町、多古
地域環境保全課	香取市佐原イ92-11	0478-54-7505	町、東庄町
海匝地域振興事務所	〒289-2504	0.470 0.4 0005	
地域環境保全課	旭市二1997-1	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所	〒283-0006	0475 55 2060	東金市、山武市、大網
地域環境保全課	東金市東新宿1-11	0475-55-3862	白里市、九十九里町、 横芝光町、芝山町
長生地域振興事務所	〒297-8533	0475-26-6731	茂原市、一宮町、白子
地域環境保全課	茂原市茂原1102-1	-04/5-20-6/31	町、長柄町、長南町、 睦沢町、長生村
夷隅地域振興事務所	〒298-0212	0470 00 0451	勝浦市、いすみ市、大
地域環境保全課	夷隅郡大多喜町猿稲14	-0470-82-2451	多喜町、御宿町
安房地域振興事務所	安房地域振興事務所 〒294-0045	館山市、鴨川市、南房	
地域環境保全課	館山市北条402-1	0470-22-8711	総市、鋸南町
君津地域振興事務所	〒292-8520	0420_22 2205	木更津市、君津市、富
地域環境保全課	木更津市貝渕3-13-34	0438-23-2285	津市、袖ヶ浦市

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部 産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810

(5) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏 5 - 1 0 - 1	04-7167-1696